

消費者ネットワーク

2018年4月13日

第250号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季
TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



**全国消団連では、
消費者契約法改正法案の今国会での成立を求め、
様々な取り組みを進めています**

■ 4/17 院内集会 「消費者契約法改正法案の今国会での成立を求めます」

「消費者契約法の一部を改正する法律案」が閣議決定し、今通常国会に上程されました。本法案の成立は、消費者被害の防止・迅速な救済につながり、消費者のくらしの安全・安心に資すると考えられることから、法案の成立を求める院内集会を開催いたします。ぜひご参加ください。

日時：2018年4月17日(火) 12時～13時20分
会場：衆議院第二議員会館 第一会議室(定員80名)
(永田町2-1-2)

参加費：無料(要・事前申込)

※参加申し込み 院内集会チラシ

http://www.shodanren.gr.jp/Annai/pdf/606_01.pdf



2016年4月12日「特定商取引法・消費者契約法改正法案の成立を求めます」院内集会の様子

■ 3/20 「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する意見を提出しました

(以下、意見項目。※意見書全文は <http://www.shodanren.gr.jp/database/384.htm>)

1. 本法律案の今通常国会での成立を求めます
2. 「つけ込み型勧誘への取消権付与」の論点に関して、法律案第4条3項三号・四号の「社会生活上の経験が乏しいことから、」という文言の削除を求めます
3. 今後の課題として以下の対応を求めます
 - (1) 「平均的損害額の立証に関する推定規定」の措置
 - (2) 幅広い受け皿となる取消権として、より一般的な「つけ込み型勧誘への取消権」の措置
4. 今後の課題については附則・附帯決議に明示し、時限を区切って次の改正につなげていただくことを求めます

■ 地方議会から国への意見書提出を求める取り組みについて

消費者契約法改正を求める意見書について、7自治体(大阪府、京都府、北海道、埼玉県、東京都、堺市、札幌市)の議会定例会で可決採択されました。(4/2 現在)

もくじ

全国消団連では、消費者契約法改正法案の今国会での成立を求め、様々な取り組みを進めています……	1
「今こそ！地方消費者行政の充実のためのシンポジウム」開催報告(後編) ……	2,3,4
「契約書きちゃんと見ていますか？賃貸住宅の標準契約書が変わります！」学習会報告 ……	5
第56回全国消費者大会が開催されました ……	6,7,8
消費者行政新未来創造オフィスたより(第4回) ……	9
世界の消費者情報 ……	10
会員活動報告 ……	11
会員活動予定/意見を提出しました/編集後記 ……	12